

第2回 当別町新型インフルエンザ等対策本部会議

日 時：令和2年3月17日（火）13時00分～

場 所：当別町役場 町長応接室

1 開会

2 挨拶

3 議事

（1）経過報告

（2）今後の対応

4 その他

5 閉会

【配布資料】

資料1：新型コロナウイルス感染症について

資料2：新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

資料3：当別町のイベント等に対する考え方について（案）

新型コロナウイルス感染症について

当別町福祉部保健福祉課 (R2.3.17)

1 発生の状況

(1) 国内の発生状況(厚生労働省発表)

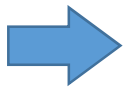
3月16日12時までに確認されている患者は702名。

	PCR 検査 陽性者	うち 無症状者	うち 有症状者	うち退院 した者		症状の 有無 確認中
				うち 死亡者		
国内事例	794	74	702	128	24	18

(2) 道内の発生状況 (R2.3.16現在)

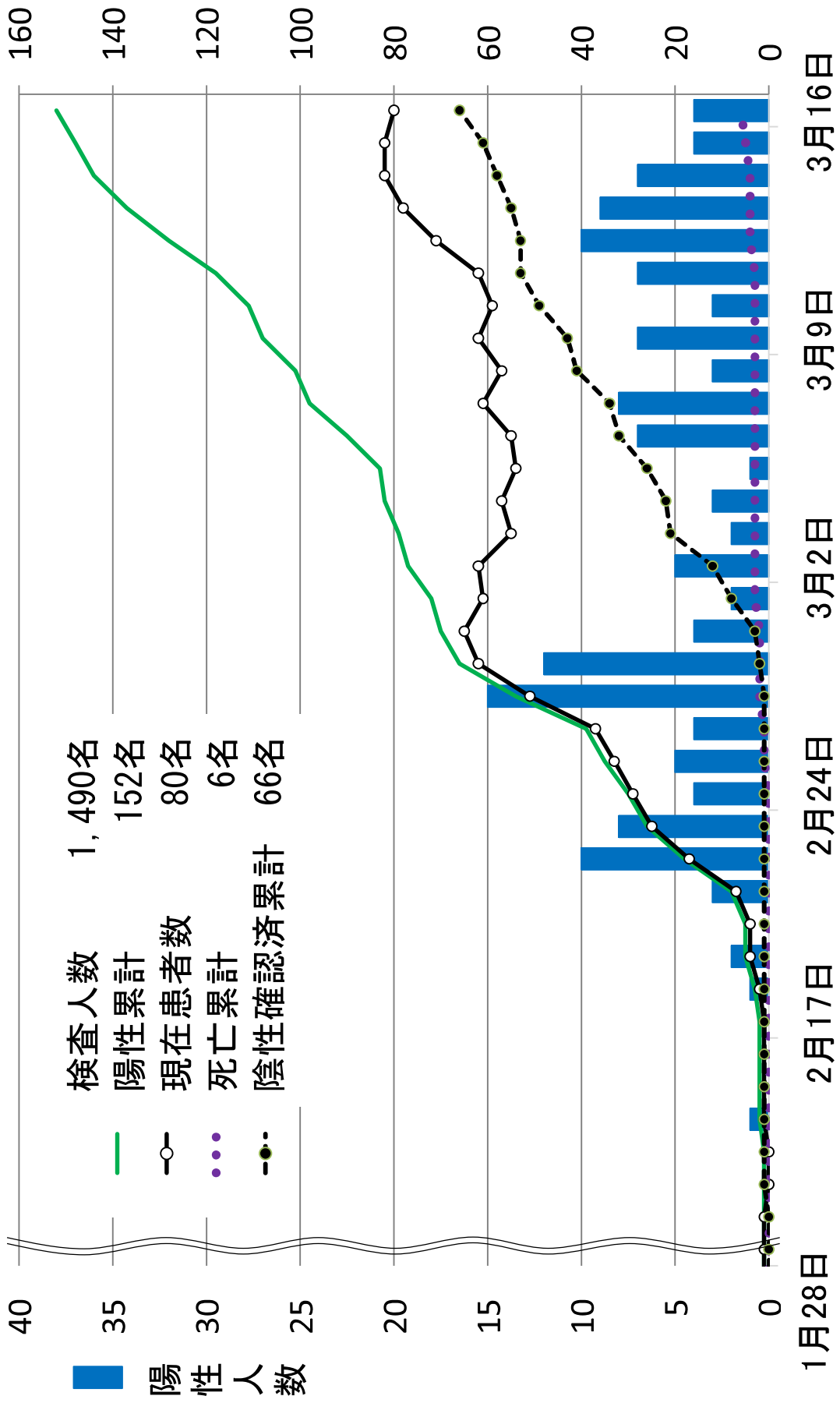
152名 (死亡6名)

	PCR 検査 陽性者	現在 患者数			死亡者	陰性 確認済
		軽症 中等症	重症			
道内事例	152	80	74	6	6	66

石狩振興局管内	77名		札幌市	66名
渡島総合振興局管内	7名		江別市	2名
檜山振興局管内	3名		千歳市	2名
後志総合振興局管内	1名		北広島市	2名
空知総合振興局管内	7名		その他	5名
上川総合振興局管内	18名			
留萌振興局管内	0名			
宗谷総合振興局管内	0名			
オホーツク総合振興局管内	22名			
胆振総合振興局管内	6名			
日高振興局管内	2名			
十勝総合振興局管内	1名			
釧路総合振興局管内	6名			
根室振興局管内	1名			

・その他 中国籍 1名

北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況(R2.3.16現在)



2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化(全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)。
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化(地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)。
- (3) 国民への情報提供(宿泊施設への周知、国民向け Q & A)
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症(感染症法第6条)及び検疫感染症(検疫法第2条第3項)に指定。
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務(クルーズ船)に関連する検査への協力依頼。
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加。
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加。
- (9) 2月15日、都道府県に対し、「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象をとりまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解(「ここ1～2週間が瀬戸際」)
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣(3名)。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)。
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業することを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)するとともに、その後任として、北海道に追加派遣(1名)。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費 2,700 億円を活用した緊急対応策第2弾の取りまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカー対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解(「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施す

べき対策」)

- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣(2名)。
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活安定緊急措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売り渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。(3月5日より配布)
- (26) 3月5日、政府水際対策を強化(航空便の到着空港を成田、関空に制限、中国・韓国からの入国者の2週間の留め置き)を表明。(3月9日より適用)
- (27) 3月9日、専門家会議見解(「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」)
- (28) 3月13日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立(3月14日施行)。(資料2参照)
- (29) 関係会議の開催
 - 1月30日～ 3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計19回開催
 - 2月16日～ 3月 9日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 計6回開催
 - 1月30日・2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 計2回開催

3 道の対応(保健福祉部)

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備(1月30日から検査可能)
- (3) 道民等への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民への情報提供
 - Q&A、休日夜間の電話対応開始
 - 道民向けのリーフレット(相談・受診の目安)を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊戯施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼
 - 1月22日 宿泊施設、関係団体等(宿泊者への対応等)、外国人相談センター
 - 1月23日 観光関係団体等
 - 1月30日 宿泊施設、観光関係団体等(衛生管理等)
 - 1月30日 交通事業者への衛生管理徹底
 - 2月10日 宿泊施設等関係団体、観光関係団体(帰国者・接触者相談センターの周知等)
 - (ウ) 保健所等による相談対応
 - 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (6) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」

を設置。(5班体制:総務班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。

- (7) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (8) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を公表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (9) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (10) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (11) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (12) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳(死亡、退院、治療中)のホームページでの公表開始。
- (13) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
- (14) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (15) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設(1日80人→140人)。※道全体で180人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10)
- (16) 3月12日、知事から週末(3月14日、15日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (17) 関係会議の開催状況
 - 1月23日 庁議
 - 1月24日・31日 緊急保健所長会議
 - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会
 - 1月28日～3月10日 感染症危機管理対策本部会議、計10回開催

4 町内の対応

- (1) 国や道等が発信する発生動向や疫学情報を収集
- (2) 町民や関係機関への情報提供、注意喚起
 - ホームページにより町民へ情報提供
 - 町民へちらし(相談・受診の目安)を全戸配布(2月22日)
- (3) 2月25日
 - 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部設置
 - ・町主催イベントの3週間程度の中止、町内イベント自粛要請
 - 社会教育施設閉鎖(2月26日～3月2日まで)
 - ・総合体育館 ・白樺コミセン ・西コミセン ・学習交流センター ・世紀会館
 - 道の駅へ感染症対策の徹底を通知
 - 窓口職員に対しマスク配布
 - ハイター噴霧器等備品購入

(4) 2月26日

○教育施設等休校等(2月27日～3月4日)

・町内小中学校の臨時休校 ・認定こども園の臨時休園(保育は登園自粛要請)

・子ども発達支援センター閉鎖 ・子どもプレイハウス閉鎖 ・あそびの広場閉鎖

○当別高校(2月28日・29日)午前授業、3月2日～8日休校。

3月1日の卒業式は時間短縮で実施。

○ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖(2月26日～3月16日)。

○ふれあい倉庫貸館休止(3月1日まで)。物販、高陣は通常営業。

○太美駅 FIKA へ感染対策の徹底指示。

○行政推進員に対し対策本部設置等の通知(FAX)。

(5) 2月27日、HP にて町民向けに町長からのメッセージ掲載。

(6) 2月28日、道の駅営業時間(閉店時間18時→16時)短縮。(2月29日～3月1日)

(7) 3月2日

○3月20日の北海道医療大学卒業式中止を決定。

○社会教育施設臨時休館の2週間延長(3月16日まで)。

○ふれあい倉庫貸館休止の2週間延長(3月16日まで)。物販、高陣は通常営業。

○道の駅臨時休館(3月3日～8日まで)。トイレ・駐車場は除く。

・道の駅宇和島フェア延期(3月20日～22日)開催時期未定。

○町内小中学校臨時休校延長(3月23日まで)

○認定こども園臨時休園延長(3月18日まで)。保育は登園自粛要請。

○子どもプレイハウス再開(3月5日～23日まで)、原則小学1年から3年まで。

○子ども発達支援センター、あそびの広場閉鎖延長(3月31日まで)

(8) 3月3日

○町内小中学校消毒作業(当小、西当小)。(当中3月6日、西当中3月9日予定)

○3月議会定例会の傍聴中止を決定。

(9) 3月4日、北海道医療大学へ感染拡大防止協力について通知(3月2日の専門家会議見解を受けて)

(10) 3月9日

○道の駅営業再開時間短縮(10時～16時)営業(3月19日まで)。

○レクサンド市への高校生ホームステイ留学事業中止(4月20日～26日)。

(11) 3月13日

○社会教育施設臨時休館の1週間延長(3月23日まで)。

○ふれあい倉庫貸館休止の1週間延長(3月23日まで)。物販、高陣は通常営業。

○ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖の1週間延長(3月23日まで)。

○認定こども園は3月20日から春休み。保育は登園自粛要請(3月31日まで)。

○子どもプレイハウス登園自粛期間延長(3月31日まで)。

(12) 3月16日時点での中止(延期)したイベント 【合計 47件】

・当別町が主催・共催するもの	23件
・NPO 法人ふれスポとうべつが主催等するもの	11件
・その他が主催するもの	13件

(13)関係会議等

- 1月30日 各課長に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」通知
- 2月 4日 部長会議において状況報告
- 2月10日 行政推進員会議において報告
- 2月10日 各課長に「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについて」通知
- 2月21日 当別町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議開催
- 2月25日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 2月27日～3月16日 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部状況報告計13回

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における**特定接種**(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの

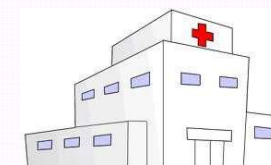
(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



新型コロナウイルス感染症への対応方針について

当別町新型コロナウイルス感染症対策本部は、対応方針を次のとおり決定しましたので、お知らせします。（3月17日）

◎ 人と人の接触を限りなく減らすことが感染拡大を防止する何よりの方策であるため

- ① 町内イベントの中止
- ② 町が管理する施設の臨時休館
- ③ 不要不急な外出の自粛

以上、3点を3月31日まで延長します